

愛知県教育委員会聴聞手続規則の一部改正について

このことについて、愛知県教育委員会聴聞手続規則の一部を改正したいので、別添案を添えて請議します。

令和8年3月26日提出

教育長 川 原 馨

説 明

この案を提出するのは、書面規制の見直しを図るための行政手続法の一部改正及び愛知県行政手続条例の一部改正を受け、聴聞の期日における審理の公開に関する規定を整備するため必要があるからである。

愛知県教育委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則について

1 改正の概要

書面規制の見直しを図るための行政手続法の一部改正（令和5年6月16日公布、令和8年5月21日施行）及び愛知県行政手続条例の一部改正（令和8年2月定例県議会提出中、令和8年5月21日施行）を受け、聴聞の期日における審理の公開に関する規定を整備する。

2 改正の理由

行政手続法の改正により、同法に定める聴聞又は弁明の機会の付与の手続に係る公示送達の方法について、インターネットに掲載する方法と掲示場における書面の掲示等の方法を併用することが定められたこと及び愛知県行政手続条例についても同様の改正がされることを受けて、愛知県教育委員会聴聞手続規則に基づき聴聞の期日において審理を公開する場合に行う公示の方法を見直すもの。

3 改正の内容

第9条（聴聞の期日における審理の公開）

（改正前）聴聞の期日及び場所を適当な場所に掲示して公示する

（改正後）聴聞の期日及び場所を公示する

4 施行期日

令和8年5月21日

愛知県教育委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年 月 日

愛知県教育委員会教育長 川原 馨

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県教育委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則

愛知県教育委員会聴聞手続規則（平成六年愛知県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第九条中「適当な場所に掲示して」を削る。

附 則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

愛知県教育委員会聴聞手続規則の一部改正新旧対照表

新

(聴聞の期日における審理の公開)

第九条 教育委員会は、法第二十条第六項又は条例第二十条第六項の規定により聴聞の期日における審理を公開することを相当と認めるときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人(その時までには法第十七条第一項若しくは条例第十七条第一項の求めを受諾し、又は法第十七条第一項若しくは条例第十七条第一項の許可を受けている者に限る。)に通知するとともに、当該聴聞の期日及び場所を公示するものとする。

旧

(聴聞の期日における審理の公開)

第九条 教育委員会は、法第二十条第六項又は条例第二十条第六項の規定により聴聞の期日における審理を公開することを相当と認めるときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人(その時までには法第十七条第一項若しくは条例第十七条第一項の求めを受諾し、又は法第十七条第一項若しくは条例第十七条第一項の許可を受けている者に限る。)に通知するとともに、当該聴聞の期日及び場所を適当な場所に掲示して公示するものとする。